

奈良市公報

号外第22号

平成21年12月28日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例

- 奈良市議会定例会の回数を定める条例…………… 1
- 奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… 1
- 奈良市税条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例…………… 3
- 奈良市都市景観条例の一部を改正する条例…………… 3
- 奈良市屋外広告物条例の一部を改正する条例…………… 6

規 則

- 奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則…………… 7

告 示

- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 7
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 7
- 道路の位置指定…………… 8
- 介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者からの事業の廃止の届出…………… 8
- 介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書に規定する行政機関等の指定する方法について…………… 9
- 奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 10
- 奈良農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）及び都祁農業振興地域整備計画の変更…………… 10
- なら工芸館の臨時休館等…………… 10
- 道路の供用廃止…………… 10
- 道路の区域変更…………… 10
- 道路の供用開始…………… 11
- 道路の位置指定（2件）…………… 11
- 介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者からの事業の廃止の届出…………… 11
- 介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の

- 指定…………… 12
- 放置自転車等の保管…………… 12

条 例

奈良市議会定例会の回数を定める条例をここに公布する。
平成21年9月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第40号

奈良市議会定例会の回数を定める条例
地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定により、条例で定める奈良市議会の定例会の回数は、毎年4回とする。

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（奈良市議会定例会条例の廃止）
- 2 奈良市議会定例会条例（昭和31年奈良市条例第12号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この条例の施行前に、旧条例の規定により既に招集された平成21年の奈良市議会の定例会は、この条例に規定する回数に算入する。

（平成21年9月24日揭示済）

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年9月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第41号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 8 平成21年10月1日から同月31日までの間、市長等の給料月額は、別表及び第6項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条及び第7条第3項の規定を適用する場合における給料月額は、別表に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（平成21年9月24日揭示済）

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年 9月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第42号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第60条第6項中「同項第2号」を「同項第1号」に改める。

附 則

この条例は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日から施行する。

（平成21年 9月24日揭示済）

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 9月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第43号

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例

奈良市立保育所設置条例（平成17年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

- 2 前項の保育所のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた保育所（以下「認定こども園」という。）においては、児童福祉法第24条第1項の規定による保育のほか、学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標を達成するための保育（以下「幼児教育」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する子育て支援事業を実施する。
- 第2条の表中

並松保育園	奈良市蘭生町1,861番地の1	60人
都祁保育園	奈良市都祁白石町1,082番地	90人
吐山保育園	奈良市都祁吐山町3,953番地	60人
三城保育園	奈良市都祁馬場町716番地	40人

認定こども園 都祁保育園	奈良市都祁白石町1,026番地の6	160人
-----------------	-------------------	------

改める。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。

（平成21年 9月24日揭示済）

奈良市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 9月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第44号

奈良市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

奈良市保育の実施に関する条例（昭和62年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(保育等の実施基準)」に改め、同条中「保育の実施」の次に「(学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標を達成するための保育（以下「幼児教育」という。）のみ並びに幼児教育及び第3項に規定する預かり保育のみを行う場合を除く。以下同じ。）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 幼児教育の実施（幼児教育のみを行うことをいう。以下同じ。）は、満4歳に達する日の属する年度の初日から小学校就学の始期に達するまでの児童に行うものとする。

3 市長は、前項に規定する幼児教育の実施を受ける児童の保護者のいずれもが、第1項各号のいずれかに該当し、家庭において当該児童を保育することが一時的に困難となり、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができなくなったことにより、第1項の規定により保育を実施する時間のうち児童に対する幼児教育を実施する時間を除く時間における保育（以下「預かり保育」という。）の実施を児童の保護者が希望する場合に預かり保育を実施するものとする。

第3条の見出しを「(保育料等の徴収)」に改め、同条第1項中「徴収する」の次に「ものとし、保育料の額は、当該保育の実施に係る児童の属する世帯の課税状況による階層区分及び当該児童の年齢区分等により定めるものとする」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、幼児教育を実施した場合においては、児童の保護者から別に定める当該幼児教育の実施に要する費用（以下「教育保育料」という。）を徴収するものとし、教育保育料の額は、奈良市立幼稚園の保育料の額を勘案して定めるものとする。

第3条に次の1項を加える。

3 市長は、預かり保育を実施した場合においては、児童の保護者から別に定める当該預かり保育に要する費用（以下「預かり保育料」という。）を徴収するものとし、預かり保育料の額は、当該預かり保育の実施に要する費用（おやつ代及び教材費を含む。）を勘案して定めるものとする。

第4条の見出しを「(保育料等の減免)」に改め、同条中「失業又は疾病等」を「失業、疾病等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、児童の保護者が失業、疾病等により教育保育

料の支払が困難と認めるときその他特に必要と認めるときは、教育保育料を減免することができる。

第5条中「保育料」の次に「、教育保育料及び預かり保育料」を加える。

第6条中「保育の実施及び保育料の徴収」を「保育の実施、幼児教育の実施及び預かり保育の実施並びに保育料の徴収、教育保育料の徴収及び預かり保育料の徴収」に改める。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年9月24日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年9月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第45号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する特例)

22 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第5条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。

附則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(平成21年9月24日揭示済)

奈良市都市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年9月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第46号

奈良市都市景観条例の一部を改正する条例

奈良市都市景観条例(平成2年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

なら・まほろば景観まちづくり条例

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項その他伝統的建造物群の保存、文化観光資源の保全並びに自然、歴史、文化及び都市が創り出す景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、奈良のまちを一層愛着と親しみと誇りの持てる美しいものとするを目的とする。

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 屋外広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)

第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

第4条第1項中「都市景観の」を「景観の」に改め、同条第2項中「奈良市都市景観審議会」を「奈良市景観審議会」に改める。

第5条中「都市景観の」を「景観の」に改める。

第6条中「国の機関、地方公共団体若しくはその機関又は規則で定める公社等(以下「国の機関等」という。)に対して、都市景観を「国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体(以下「国の機関等」という。)に対し、景観」に改める。

第7条並びに第8条第2項、第3項及び第4項中「都市景観」を「景観」に改める。

第2章の章名中「都市景観」を「景観」に改める。

第10条第2項第2号を次のように改める。

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)第10条第2項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 土地の形質(開発行為を除く土石の類の採取の方法及び採取後の地^{ぼう}貌並びに水面の埋立て及び干拓後の地^{ぼう}貌)

第10条第2項第5号を次のように改める。

(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源等のたい積後の地^{ぼう}貌

第10条第2項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 屋外広告物の規模、位置、色彩、意匠及び形態

第11条第1項第2号中「大規模な外観の」を「外観を変更することとなる」に、「外観の色彩」を「色彩」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 開発行為

第11条第1項中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 土地の形質の変更(開発行為を除く土石の類の採取の方法及び採取後の地^{ぼう}貌並びに水面の埋立て及び干拓後の地^{ぼう}貌)

第11条第1項第6号を次のように改める。

(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源等のたい積

第11条第1項第7号中「で規則で定めるもの」を削る。

第11条第2項に次の1号を加える。

(4) 国の機関等が行う第17条の2第1項に規定する重点地区内行為

第2章中第1節を第1節の2とし、第1節として次の1節を加える。

第1節 景観計画

(景観計画の策定等)

第8条の2 市長は、第4条第1項に規定する都市景観形成基本計画に基づき良好な景観の形成を実現するため、法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、前項の規定により景観計画を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。
(景観計画の遵守)

第8条の3 景観計画が定められた区域(以下「景観計画区域」という。)において、法第16条第1項各号に掲げる行為をなし、又は屋外広告物を表示し、若しくは屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

第2章第3節の節名を次のように改める。

第3節 景観計画区域内における行為の制限

第17条を次のように改める。

(景観形成重点地区の指定等)

第17条 市長は、景観計画区域内のうち特に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区を景観形成重点地区として指定することができる。

2 市長は、景観計画区域及び景観形成重点地区における良好な景観の形成のための基準(以下「景観計画デザインガイドライン」という。)を定めるものとする。

3 景観計画デザインガイドラインには、第10条第2項各号に掲げる事項のうち良好な景観の形成に必要な事項について定めるものとする。

第2章第3節中第17条の次に次の4条を加える。

(大規模行為及び重点地区内行為の届出)

第17条の2 景観計画区域内において、第11条第1項各号に掲げる行為のうち景観形成に大きな影響を与える大規模な行為(以下「大規模行為」という。)又は景観形成重点地区内において同項各号に掲げる行為(以下「重点地区内行為」という。)をしようとする者は、規則の定めるところにより法第16条第1項の規定により市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、同項の届出を要しない。

(1) 法第16条第7項各号に掲げる行為

(2) 伝統的建造物群保存地区又は文化観光保存地区の区域内で行う行為その他の行為で規則で定めるもの

3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、景観の形成のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる。

4 国の機関等は、第1項の規定による届出を要しない。この場合において、国の機関等は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長にその旨を通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により助言し、又は指導するときは、審議会の意見を聴くことができる。

(特定届出対象行為)

第17条の3 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為

で、景観計画区域内で行われる行為のうち、前条第2項各号に掲げる行為を除くすべての行為とする。

(勧告、命令等に係る手続)

第17条の4 市長は、前条の行為において、法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項又は第5項の規定による命令、この条例に基づく処分その他の行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(行為の完了の届出)

第17条の5 第17条の2第1項の規定による届出又は同条第4項の規定による通知に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第2章に次の4節を加える。

第4節 屋外広告物の表示等

(屋外広告物の表示等の届出)

第17条の6 景観の形成に大きな影響を与えるものとして規則で定める大規模な屋外広告物の表示等をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国の機関等が行う行為については、届出を要しない。この場合において、国の機関等は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長にその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定による届出又は前項の規定による通知に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第5節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定)

第17条の7 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするとき、又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の変更若しくは解除について準用する。

4 前3項に定めるもののほか、景観重要建造物又は景観重要樹木に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

第6節 眺望景観

(重要眺望景観の指定)

第17条の8 市長は、一定の視点場から特定の対象物を眺望することにより、視覚にとらえることができる特に良好な景観を重要眺望景観として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による重要眺望景観を新たに指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(眺望景観保全活用計画の策定)

第17条の9 市長は、前条の重要眺望景観の適切な保全及び活用を進めるため、眺望景観保全活用計画を定めるこ

とができる。

2 前項の眺望景観保全活用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 眺望景観の保全及び活用に関する方針
- (2) 眺望景観の保全及び活用に関する施策が特に必要と認められる地区（以下「眺望景観保全活用地区」という。）の範囲
- (3) 眺望景観保全活用地区における眺望景観の保全のための行為の制限に関する事項
- (4) その他眺望景観保全活用地区における景観形成に必要な事項

3 市長は、第1項の眺望景観保全活用計画を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第7節 景観まちづくり組織等

（景観づくり協議会の認定）

第17条の10 市長は、景観計画の提案、景観形成重点地区の指定等により、地域の良好な景観の形成を推進することを目的として市民等が設置した協議会で、次の各号のいずれにも該当するものを景観づくり協議会（以下「協議会」という。）として認定することができる。

- (1) 当該地域の住民等により設置されていると認められるもの又はその活動が当該地域の住民等の支持を得ていると認められるもの
- (2) 規約、会則、定款等を有しているもの
- (3) その構成員に、景観まちづくりについて学識経験を有する者その他これに準ずるものを含むもの
- (4) 法令又は条例に違反する活動、公の秩序又は善良の風俗に反する活動、宗教的活動又は政治的活動をしていないもの
- (5) 専ら営利を目的とした活動をしていないもの

2 市長は、前項の規定により認定した協議会が同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、その他協議会として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 市長は、協議会に対し、その活動状況に関する報告を求めることができる。

4 前3項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

（景観形成市民団体の認定）

第17条の11 市長は、一定の地域の良好な景観の形成に寄与する活動を行うことを目的とした市民団体で、次の各号のいずれにも該当するものを景観形成市民団体として認定することができる。

- (1) 規約、会則、定款等を有しているもの
- (2) 法令又は条例に違反する活動、公の秩序又は善良の風俗に反する活動、宗教的活動又は政治的活動をしていないもの
- (3) 専ら営利を目的とした活動をしていないもの

2 市長は、前項の規定により認定した景観形成市民団体が、同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めると

き、その他景観形成市民団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 市長は、景観形成市民団体に対し、その活動状況に関する報告を求めることができる。

4 前3項に定めるもののほか、景観形成市民団体に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

（景観アドバイザーの登録）

第17条の12 市長は、第3条の施策を推進し、又は市民等が取り組む良好な景観の形成に関する活動を支援するため、良好な景観形成について助言を行う者を景観アドバイザーとして置くことができる。

2 景観アドバイザーに関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

（住民等による景観計画の提案）

第17条の13 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、協議会、景観形成市民団体及び市長が別に定める要件を満たす団体とする。

2 景観法施行令（平成16年政令第398号）第7条ただし書に規定する条例で定める規模は、法第81条第1項の景観協定の対象となる土地の区域に限り0.1ヘクタール以上とする。

第33条及び第34条中「都市景観の」を「景観の」に改める。

第35条中「都市景観」を「景観」に改め、「資するため」の次に「、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）」を加える。

第37条第3項第1号中「第17条第1項」を「第17条の6第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後のなら・まほろば景観まちづくり条例（以下「新条例」という。）第8条の2の規定については、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に着手している大規模行為又は重点地区内行為並びに新条例第17条の6第1項に規定する大規模な屋外広告物の表示等（以下「大規模行為等」という。）については、その現に着手している大規模行為等に限り、新条例第17条の2第1項、第17条の5及び第17条の6第1項の規定は、適用しない。

（奈良市附属機関設置条例の一部改正）

3 奈良市附属機関設置条例（昭和28年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表市長及び教育委員会の項中「奈良市都市景観審議会」を「奈良市景観審議会」に、「都市景観の」を「景観の」に改める。

（奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

奈良市景観審議会の委員	日額	9,500円
-------------	----	--------

(奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部改正)

- 5 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例(昭和58年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号及び第6条第3号中「奈良市都市景観条例」を「なら・まほろば景観まちづくり条例」に改める。
(平成21年9月24日揭示済)

奈良市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年9月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第47号

奈良市屋外広告物条例の一部を改正する条例

奈良市屋外広告物条例(平成13年奈良市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の5条を加える。

(景観計画の遵守)

第3条の2 市、広告主(自ら広告物を表示し、又は設置する者及び屋外広告業を営む者その他の者に委託し、又は依頼してこれらの行為を行わせる者をいう。以下同じ。)及び屋外広告業を営む者並びに市民は、自らの役割と責務を自覚し、この条例、なら・まほろば景観まちづくり条例(平成2年奈良市条例第12号)第8条の2の規定に基づき策定した景観計画(以下「景観計画」という。)その他良好な景観の形成に資する法令等を遵守するとともに、本市が実施する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第3条の3 市は、広告物に関する規制又は指導を通じて、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止及び地域の良好な景観の形成のための施策を策定し、これを実施しなければならない。

(広告主及び屋外広告業を営む者の責務)

第3条の4 広告主及び屋外広告業を営む者は、広告物の表示又は設置に当たっては、広告物がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されることにより、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第3条の5 市民は、第3条の3第1項の規定により本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(違反に対する勧告及び公表)

第3条の6 市は、広告物がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されたことにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該広告物の広告主及び管理者又は施工者に対し、第3条の4に規定する措置を講じるよう勧告することができる。

2 市は、前項の規定に基づき勧告を受けたものが正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、勧告の内容並びに勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。

3 市は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に対しその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

第5条第6号中「奈良市都市景観条例(平成2年奈良市条例第12号)」を「なら・まほろば景観まちづくり条例」に改め、「ただし、都市計画法第2章の規定により定められた商業地域を除く。」を「(都市計画法第2章の規定により定められた商業地域を除く。)」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) なら・まほろば景観まちづくり条例第17条第1項の規定に基づき指定した景観形成重点地区のうち、市長が指定する区域及び場所

第6条第1項第3号中「道路標識」の次に「道路反射鏡、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給装置」を加え、同項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定に基づき景観重要建造物として指定した建造物又は同法第28条第1項の規定に基づき景観重要樹木として指定した樹木

第9条第1項第3号中「公共団体」を「地方公共団体」に改める。

第10条中「第7号まで及び第11号並びに第6条第1項第10号」を「第8号まで及び第12号並びに第6条第1項第11号」に改める。

第30条中「奈良市都市景観審議会」を「奈良市景観審議会」に改め、同条第1号中「及び第11号」を「、第8号及び第12号」に改め、「第6条第1項第10号」の次に「及び第11号」を加える。

第31条中「及び第11号」を「、第8号及び第12号」に改め、「第6条第1項第10号」の次に「及び第11号」を加える。

別表第1中「軒下広告物」を「壁面広告物」に、「建植広告物」を「広告板」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の奈良市屋外広告物条例第9条第1項第3号に規定する公共団体(この条例による改正後の奈良市屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第9条第1項第3号に規定する地方公共団体を除く。以下「改正前の公共団体」という。)がこの条例の施行の際、現に表示する広告物又はこれを掲出する物件については、この条例の施行の日から3年間は、新条例第5条から第8条まで

の規定は、適用しない。ただし、当該期間内に改正前の公共団体が広告物若しくはこれを掲出する物件を新たに表示しようとする場合又はこの条例の施行の際、現に表示する広告物若しくはこれを掲出する物件を改装し、改造し、若しくは移転しようとする場合は、この限りでない。

(平成21年9月24日揭示済)

規 則

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第64号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則(昭和46年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による申告等)

第3条の2 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)別表地方税法の項に掲げる規定に基づく申告等(納税者又は特別徴収義務者が市長に対して行う申告、申請、請求その他の通知をいう。以下同じ。)の

うち市長が定めるものは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申告等は、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行われなければならない。

3 条例の規定に基づく申告等のうち市長が定めるものは、前項の規定の例により行うことができる。

4 前3項に規定する申告等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年9月18日揭示済)

告 示

奈良市告示第500号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年9月16日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		
ぼればれ奈良公園	奈良県奈良市西笹鉾町13	居宅 訪問介護 居宅介護支援事業(介護計画作成) 介護予防 訪問介護	平成21年7月31日 平成21年7月31日 平成21年7月31日
株式会社ひまわりの会	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2-25	居宅 訪問介護 居宅介護支援事業(介護計画作成) 介護予防 訪問介護	平成21年7月31日 平成21年7月31日 平成21年7月31日
ぼればれ登美ヶ丘	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2-15	居宅 訪問介護 居宅介護支援事業(介護計画作成) 介護予防 訪問介護	平成21年7月31日 平成21年7月31日 平成21年7月31日
株式会社ひまわりの会	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2-25	居宅 訪問介護 居宅介護支援事業(介護計画作成) 介護予防 訪問介護	平成21年7月31日 平成21年7月31日 平成21年7月31日

(平成21年9月16日揭示済)

奈良市告示第501号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年9月16日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日

名称	主たる事務所の所在地		
ぼれぼれ奈良公園Ⅱ	奈良県奈良市西笹鉾町40	居宅 訪問介護 居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成21年8月1日 平成21年8月1日 平成21年8月1日
株式会社ひまわりの会	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2-15	介護予防 訪問介護	
ぼれぼれ学園前	奈良県奈良市鶴舞東町2-26第2岡田ビル2階	居宅 訪問介護 居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成21年8月1日 平成21年8月1日 平成21年8月1日
株式会社ひまわりの会	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2-15	介護予防 訪問介護	
ぼれぼれ秋篠Ⅱ	奈良県奈良市秋篠三和町一丁目388-11	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成21年6月1日 平成21年6月1日
株式会社ひまわりの会	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2-15		

(平成21年9月16日揭示済)

奈良市告示第502号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成21年9月16日

奈良市長 仲川 元庸

道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	17.70m
指定年月日	平成21年9月16日
指定番号	第21002号

(平成21年9月16日揭示済)

申請者住所	奈良市中町4992番10
申請者氏名	田中 裕彦
道路の位置	奈良市中町4992番10、4992番75の各一部、4992番40及び4992番41

奈良市告示第503号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、地域密着型サービス事業者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。

平成21年9月16日

奈良市長 仲川 元庸

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2990100055	奈良市菅原町89	ニチイのほほえみ奈良西大寺	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	株式会社ニチイのほほえみ 代表取締役 大場 健介	平成21年9月30日

(平成21年9月16日揭示済)

奈良市告示第504号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、地域密着型サービス

事業者を指定しましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。

平成21年9月16日

奈良市長 仲川 元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2990100063	奈良市菅原町89	ニチイのほほえみ奈良西大寺	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	株式会社ニチイ学館 代表取締役 寺田 大輔	平成21年10月1日

(平成21年9月16日揭示済)

奈良市告示第505号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年9月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年9月17日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)	
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成21年9月17日揭示済)

奈良市告示第506号

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)第4条第2項ただし書に規定する行政機関等の指定する方法は、申請等を行おうとする者が、税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委託し、当該委託を受けた者が電子情報処理組織を使用して当該申請を行う場合において、当該税務書類の作成を委託した者に係る識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行うこととします。

平成21年9月18日

奈良市長 仲川元庸

(平成21年9月18日揭示済)

奈良市告示第507号

奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する

告示を次のように定める。

平成21年9月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱(平成16年奈良市告示第289号)の一部を次のように改正する。

第5条中「10万円」を「15万円」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この告示は、平成21年9月18日から施行し、この告示による改正後の奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)第5条の規定は、同年4月1日以後に終了した特定不妊治療に対する助成金の交付について適用する。

(助成金の内払)

2 この告示による改正前の奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱の規定に基づき対象者が交付を受けた10万円の助成金は、改正後の要綱の規定による助成金の内払とみなす。

(平成21年9月18日揭示済)

奈良市告示第508号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年9月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年9月18日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年9月18日揭示済)

奈良市告示第509号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年9月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年12月15日 奈良市指令都整開 第08A-34号
平成21年8月24日 奈良市指令都整開 第08A-34-1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 (1) 開発行為 平成21年9月25日 第1185号
 (2) 公共施設 平成21年9月25日 第528号
- 3 開発区域に含まれる地域
 奈良市白毫寺町926番、927番、935番及び972番2の3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 奈良市紀寺町663番地の2
 宗教法人 宝珠寺 代表役員 井川晃順
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 (1) 道路
 奈良市白毫寺町972番2の3の一部
 (2) 調整池
 奈良市白毫寺町926番の一部
 (平成21年9月25日揭示済)

奈良市告示第510号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年9月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
 平成21年9月25日
- 3 移動対象区域
 近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年9月25日揭示済)

奈良市告示第511号

奈良農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）及び都祁農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、その案を次のとおり縦覧に供します。

当該農業振興地域整備計画の案について意見がある市民は、平成21年10月26日までに市に意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成21年11月10日までに市にこれを申し出ることができます。

平成21年9月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間
 平成21年9月25日から平成21年10月26日まで
- 2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
 奈良市二条大路南一丁目1番1号
 奈良市観光経済部農林課内

(平成21年9月25日揭示済)

奈良市告示第512号

なら工芸館条例（平成12年奈良市条例第32号）第3条の4第2項の規定により、平成21年10月22日、同月23日及び同年11月10日になら工芸館を休館し、同年10月26日、同年11月2日、同月4日及び同月9日に同館を開館し、並びに同条例第3条の3第2項の規定により、同年10月24日、同月25日、同月31日、同年11月1日、同月7日及び同月8日の開館時間を午前10時から午後7時まで、入館時間を午後6時30分までとする。

平成21年9月25日

奈良市長 仲川元庸

(平成21年9月25日揭示済)

奈良市告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成21年9月28日から次のように道路の供用を廃止します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成21年9月25日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
1	中部第254号線	二条大路南四丁目100番12地先から 二条大路南三丁目209番2地先まで	4.1~8.0	271.1	
2	中部第961号線	佐紀町256番1地先から 佐紀町315番地先まで	5.3~8.0	130.4	

(平成21年9月25日揭示済)

奈良市告示第514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成21年9月25日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	中部第371号線	六条二丁目1131番1地先から 六条二丁目1471番1地先まで	前	0.80~2.40	120.80	
			後	4.20~5.90	99.20	
2	中部第748号線	宝来三丁目30番1地先から 尼辻北町309番4地先まで	前	2.10~4.90	159.00	
			後	2.00~4.90	230.00	

(平成21年9月25日揭示済)

奈良市告示第515号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、平成21年9月28日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成21年9月25日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	中部第371号線	六条二丁目 1131番1地先から	六条二丁目 1471番1地先まで	L = 99.20 W = 4.2~5.9
2	中部第748号線	宝来三丁目 30番1地先から	尼辻北町 309番4地先まで	L = 230.0 W = 2.0~4.9

(平成21年9月25日揭示済)

奈良市告示第516号は、奈良市公報号外第2号に掲載

号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成21年9月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第517号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成21年9月29日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市大宮町二丁目8番10号
申請者氏名	池田 英児
道路の位置	奈良市西木辻町105番2
道路の幅員	最大4.3m 最小4.3m
道路の延長	37.89m
指定年月日	平成21年9月29日
指定番号	第21009号

(平成21年9月29日揭示済)

奈良市告示第518号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5

申請者住所	奈良市あやめ池北二丁目4番15号
申請者氏名	株式会社ヒラサワ住宅 代表取締役 金岡 正樹
道路の位置	奈良市東九条町623番1及び623番2の各一部
道路の幅員	最大6.00m 最小5.00m
道路の延長	41.638m
指定年月日	平成21年9月29日
指定番号	第21006号

(平成21年9月29日揭示済)

奈良市告示第519号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、地域密着型サービス事業者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。

平成21年9月30日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	

2795000039	大阪府東大阪市 東石切町四丁目 14番39号	ニチイのほほえ み石切	東京都千代田区神田 駿河台二丁目9番地	株式会社ニチイ学館 代表取締役 寺田 大輔	平成21年9月30日
------------	------------------------------	----------------	------------------------	--------------------------	------------

(平成21年9月30日揭示済)

事業者を指定しましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。

平成21年9月30日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市告示第520号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、地域密着型サービス

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2795000112	大阪府東大阪市 東石切町四丁目 14番39号	ニチイのほほえ み石切	東京都千代田区神田 駿河台二丁目9番地	株式会社ニチイ学館 代表取締役 寺田 大輔	平成21年10月1日

(平成21年9月30日揭示済)

奈良市告示第521号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年9月30日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年9月27日及び平成21年9月29日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年9月30日揭示済)